

公立診療所中長期運営ビジョン策定業務

応募型プロポーザル仕様書

北秋田市健康福祉部医療健康課

公立診療所中長期運営ビジョン策定業務応募型プロポーザル仕様書

1. 趣旨

北秋田市（以下、「本市」という。）において、公立3診療所（合川診療所、米内沢診療所、阿仁診療所）は、地域住民にとって最も身近なかかりつけ医療機関のひとつとして、親しみやすい関係性の中で地域医療を担う重要な役割を果たしている。これまで、これらの診療所は、地域住民の健康を守り、地域医療を支えてきた。

しかし、本市を取り巻く情勢は、急速な人口減少や少子高齢化が進行しており、医療従事者不足や診療体制の維持が課題となっている。加えて、地域医療構想の推進や医療DXの進展など、医療提供体制を取り巻く環境についても大きく変化している。

このような状況の中、本市における公立診療所が今後も地域住民に信頼され、かかりつけ医機能を果たしながら地域医療を担い、市民の健康と生命を守るためには、これらの診療所の中長期的な運営方針を示す「公立診療所中長期運営ビジョン」を策定し、持続可能で信頼感のある医療の提供体制を構築する必要がある。

本業務は、公立3診療所の現状を分析し、地域医療ニーズを把握した上で、医療DXの推進、人材確保・育成、経営改善等の課題に対応し、将来の最適な診療所配置を含む戦略的な中長期運営ビジョンについて策定するものである。

2. 業務の名称

公立診療所中長期運営ビジョン策定業務

3. 委託期間

本業務の委託契約締結の翌日から令和9年3月31日（水）まで

4. 委託契約に関する基本事項

提案限度額の上限は、2,832,000円（消費税および地方消費税を含む。）とする。

5. ビジョンの概要

（1）ビジョンの位置づけ

公立診療所中長期運営ビジョンは、地域住民にとって最も身近なかかりつけ医療機関である市立診療所が、今後も地域医療を担い、市民の健康と生命を守るための中長期的な運営方針を示すものであり、関連計画（北秋田市総合計画、地域医療構想等）との整合性を保ちながら策定するものとする。

（2）計画期間

ビジョンの計画期間は、令和9年度から令和18年度までの10年間とする。

(3) ビジョンの構成については、以下の要素を含むものとする。

- ①基本方針
- ②3診療所の役割・機能の明確化
- ③重点施策（医療DX推進、人材確保・育成、経営改善等）
- ④評価方法・指標
- ⑤将来（10年後）における公立診療所の最適配置（案）

6. 業務の内容

公立診療所中長期運営ビジョン策定業務は、概ね以下の内容とする。なお、以下に示す業務内容は、策定作業に最低限必要と考えられる事項を示したものであり、当該業務を充実させ、また効果的に実施するための提案等については、積極的に実施するものとする。

(1) 現状分析

公立3診療所について、以下の事項を調査・分析すること。

- ①診療体制（診療科目、診療時間、医師・看護師等の配置等）
- ②患者数・患者構成（年齢別、疾患別等）
- ③経営状況（収支状況、経営指標等）
- ④地域医療体制（他医療機関との役割分担、医療連携等）
- ⑤市民ニーズ（地域住民の医療ニーズ、患者満足度等）

(2) 課題整理・将来推計

- ①人口動向・医療需要の推計
 - ②維持すべき医療機能の明確化
 - ③経営課題・人材確保課題の整理
- ※二次データ活用や市の提供するデータを活用。

(3) 役割・方向性検討

- ①目指す姿の設定
- ②医療連携・在宅医療の推進方針
- ③人材確保・育成方針
- ④経営改善方針

(4) ビジョン案作成

以下の項目を含む「公立診療所中長期運営ビジョン」を作成すること。

- ①基本方針
- ②重点施策
- ③実行計画
- ④評価方法・指標

【特に以下の項目を含めること】

- ・医療 DX の推進として電子カルテ整備方針
- ・持続可能な診療所運営に沿う看護師等採用計画（案）
- ・将来（10 年後）における公立診療所の最適配置（案）

(5) 関係者協議

市職員（診療所長等）、関係機関との意見交換を実施し、ビジョン案に対する意見を収集の上、内容や計画に反映させること。

(6) パブリックコメント支援

ビジョン案に対するパブリックコメント実施に向けた以下の支援を行うこと。

- ①パブリックコメント用資料の作成（わかりやすい概要版等）

7. 現地調査

対象診療所への訪問調査を実施し、以下の事項を把握すること。

- ①診療体制・診療環境
- ②医療従事者（医師、看護師、事務職員等）からのヒアリング
- ③患者動向・患者満足度
- ④施設・設備の状況

【ヒアリング対象者】

- ・診療所長
- ・医師、歯科医師
- ・看護師等医療従事者
- ・診療所事務長
- ・その他関係職員

8. 成果物

本業務の成果物は、以下のとおりとする。

(1) 最終報告書

- ・形式：A4 版、30～40 頁程度
- ・内容：現状分析、課題整理、ビジョン案、実行計画等を含む
- ・納品部数：10 部
- ・電子ファイル（PDF ファイル等）

(2) 概要版

- ・形式：A4 版 2 枚
- ・内容：ビジョンの要点をまとめたもの
- ・納品部数：10 部

- (3) データ・分析結果
 - ・形式：Excel 等の電子ファイル
 - ・内容：現状分析に用いたデータ、分析結果、統計資料等
 - ・納品部数：電子ファイル
- (4) パブリックコメント用資料
 - ・形式：A4 版
 - ・内容：わかりやすい概要版
 - ・納品部数：電子ファイル及び紙媒体

9. 業務実施上の留意事項

(1) 個人情報保護

診療所から得られた患者情報、職員情報等の個人情報については、個人情報保護方針に基づき、厳格に管理し、本業務以外の目的で使用しないこと。

(2) 秘密保持

本業務を実施する過程で知り得た情報について、本市の指示がない限り、第三者に開示しないこと。

(3) 著作権

本業務により作成された成果物の著作権は、本市に帰属するものとする。

(4) 本市職員との連携

医療健康課職員、診療所職員と随時連携し、ビジョン策定に本市職員が主体的に取り組めるよう支援すること。具体的には、月に1度の定期協議を実施するほか、メール等による随時の意見交換を行うこと。

(5) 報告義務

業務の進捗状況について、定期的に本市に報告すること。

(6) 変更手続

業務内容の変更が必要な場合は、事前に本市と協議すること。

(7) 契約解除

以下の場合、本市は契約を解除することができる。

- ・業務を実施しない、または実施が困難と認められる場合
- ・本仕様書に定める業務内容を履行しない場合
- ・個人情報保護方針に違反する行為があった場合
- ・その他、契約に違反する行為があった場合

10. 業務実施体制

受託事業者は、以下の体制で業務を実施すること。

(1) 責任者の配置

業務全体を統括する責任者（プロジェクトマネージャー）を配置すること。

(2) 専門家の配置

医療経営、地域医療、経営診断等に関する実務経験を有する者を配置すること。
該実務経験については、以下のいずれかを満たすものとする。（必須）

- ・ 医療機関の経営・運営に関する実務経験が3年以上ある者
- ・ 地域医療に関する調査・企画業務の実務経験が3年以上ある者
- ・ 医療機関の経営診断・コンサルティング業務の実務経験が3年以上ある者
- ・ その他、上記と同等の実務経験を有すると認められる者

(3) 体制の報告

契約締結後、業務実施体制（組織図、担当者、役割分担等）を本市に報告すること。

11. その他

(1) 本業務に関する関係機関との調整は、北秋田市医療健康課地域医療対策室で行う。

(2) 本業務の実施に必要な資料、データ等は、本市が提供するほか、公的統計データ等も活用して実施すること。

(3) 診療所への訪問調査等には、事前に本市と調整すること。

(4) 本業務により得られた知見・ノウハウについて、本市が活用することを同意すること。

(5) 本仕様書に定めのない事項については、本市と協議すること。